

Tap on Mobile サービス利用規約

規約・特約中の「当社」は、別途ご案内している JCB グループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社または JCB」を「JCB」と読みかえます。

第1条 総則

1. 本規約は、株式会社日本カードネットワーク（以下「JCN」という。）が運営する Tap on Mobile のアプリケーション機能または付随する機能等（以下「本サービス」という。）を当社および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）から JCB 加盟店規約（以下「加盟店規約」という。）に定める加盟店（以下「加盟店」という。）へ提供するにあたり、加盟店が加盟店規約に定める信用販売を行うにあたって遵守すべき事項、ならびに本サービスの提供条件その他本サービスに関する契約関係（以下「本契約」という。）につき定めるものです。加盟店は本規約を承認し、これを遵守するものとします。
2. 加盟店が当社および JCB（以下「両社」という。）との間の加盟店契約（加盟店規約が適用される契約をいいます。以下同じ。）に基づき行う業務について、本規約に定めのない事項については、加盟店規約が適用されます。また、本規約は加盟店規約に定める「端末使用規約」に該当するものとみなし、また本規約に定める「Tap on Mobile 端末」は、加盟店規約に定める「決済機器等」、「非接触決済機器等」および「IC 対応決済機器等」に該当するものとみなします。
3. 加盟店が本サービスを利用して、両社以外のカード会社等との間の加盟店契約に基づき決済を行う場合には、本サービスに関する加盟店と両社間の契約関係については本規約が適用され、加盟店と両社以外のカード会社等との間の契約関係については、各カード会社等との間の本サービスに関する契約が適用されるものとします。

第2条 定義

本規約において、下記の用語は下記の対応する意義を有するものとします。なお、本規約に別途定めがない場合、本規約の用語は加盟店規約の用法に従うものとします。

（1）本サービス

両社が提供する第3条第1項に定める Tap on Mobile サービスのことをいいます。

（2）Tap on Mobile アプリケーション

JCN が運営する本サービスの用に供する専用アプリケーションをいいます。

（3）Tap on Mobile 端末

本サービスを申込み、諸手続を行うことにより、Tap on Mobile アプリケーション上で各種決済が可能となったモバイルデバイスを指します。

（4）モバイルデバイス

液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、NFC リーダーを実装し、かつネットワーク通信等が可能なスマートフォン端末、タブレット端末、およびその他の端末のうち、JCN が Tap on Mobile 端末として使用することを認めるものをいいます。

(5) クレジットカード等取引

非接触 I C のクレジットカード等（クレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカードをいう。以下同じ。）による各種決済取引をいいます。

(6) 電子マネー取引

電子マネー（電子マネーカードに記録される金銭的価値を証するものをいう。以下同じ。）を用いた各種決済取引をいいます。

(7) コード決済取引

利用者が加盟店より、商品等を購入または提供を受けた際に、QR コードまたは 1 次元バーコードから情報を読み取る方法で取引情報を発行者（利用者と所定の契約を締結のうえ、利用者に対して、コード決済取引にかかるサービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）に通知し、発行者が当該取引について利用者に代わって当該商品等の対価を支払うことにより決済を行う各種決済取引をいいます。

(8) 対象決済取引

クレジットカード等取引、電子マネー取引およびコード決済取引のうち、両社が本サービスを用いて取引することを認めるものをいいます。

(9) 処理未了

電子マネー取引において、決済が成立したのかが不明な状態で取引が終了することをいいます。

(10) カード等

クレジットカード等取引もしくは電子マネー取引において使用するカードもしくはカードに関する情報が記録された媒体、またはコード決済取引において使用する QR コードもしくは 1 次元バーコードのうち、本サービスの取引に使用することができるものとして両社が指定したものをいいます。

(11) 会員

クレジットカード等、電子マネーまたはコード決済取引を利用して、加盟店において商品等の購入または提供を受ける者をいいます。

(12) 固定式加盟店

特定の、かつ移動しない店舗内の定められた場所でのみで対象決済取引を行う加盟店をいいます。

(13) 移動式加盟店

複数の場所で対象決済取引を行うことを想定した加盟店をいいます。例えばキッチンカーや宅配先でも取引を行う加盟店のように、取引場所が変化する加盟店がこれ

に当たります。

(14) 取扱説明書

本サービスの内容、利用方法および利用条件等、ならびに Tap on Mobile アプリケーションの使用方法を定めた一切の文書（紙媒体であるか電磁的媒体であるかを問わない。）をいいます。

(15) ID

本サービスを利用するにあたって必要となる加盟店ごとに設定される番号、記号をいいます。

(16) パスワード

本サービスの利用にあたり加盟店が別途設定し、利用するにあたって必要となる番号、記号をいいます。

第3条 サービス内容

1. 両社が加盟店に提供する本サービスの内容は以下の各号記載のサービスとします。

(1) Tap on Mobile アプリケーションをモバイルデバイスにインストールすることにより、当該モバイルデバイス（すなわち Tap on Mobile 端末）を、対象決済取引を行うための、加盟店規約に定める「決済機器等」、「非接触決済機器等」および「IC 対応決済機器等」として使用することができる環境を加盟店に提供するサービス。

(2) 上記（1）に関連する付帯サービス。なお、付帯サービスは JCN または両社が加盟店に対して、取扱説明書においてサービス内容等について明示した上で、両社が加盟店に対して、加盟店が当該サービスを利用することを認めた場合に提供されるものとします。

2. 本サービスのサービス内容の具体的な内容、仕様および制約については、JCN または両社が別途加盟店に提示する取扱説明書によるものとし、加盟店は取扱説明書を遵守して本サービスを利用しなければなりません。なお、JCN または両社は取扱説明書を変更する場合がありますが、JCN または両社は取扱説明書を変更した場合、加盟店に実質的な影響がないと認める場合を除き、加盟店に周知するものとします。

3. JCN または両社が必要と認めた場合、JCN または両社は予告なくサービスの内容・仕様を変更することができるものとします。内容・仕様変更に伴い、Tap on Mobile アプリケーション上での操作等が必要となる場合、加盟店は JCN または両社の指示に従って必要な操作等を行うものとします。

4. Tap on Mobile アプリケーションおよび本サービスに関するすべての著作権、特許権、商標権その他の知的財産権は JCN またはその他のライセンサーに帰属するものであり、加盟店はそれらについて一切の権利を取得するものではありません。JCN は、加盟店に対して、本契約の有効期間中に限り、加盟店が Tap on Mobile アプリケーションを、本契約の目的の範囲内において本契約を遵守する限りにおいて、正常な使用方法で使

用する非独占的な使用权を許諾します。なお、加盟店は当該使用权を第三者に譲渡もしくは貸与する権利および再使用許諾する権利を有しません。

第4条 本契約の申込み・成立、サービスの利用開始手続・条件等

1. 加盟店が本サービスを利用するためには、JCN または両社の指定する手順に従って、以下の諸手続を行う必要があります。
 - (1) 本契約の締結
 - (2) モバイルデバイスへの Tap on Mobile アプリケーションのインストール
 - (3) 加盟店情報（本条第5項に定める。）の両社および JCN への届出、ならびに、JCN のセンターへの登録
2. 加盟店は、本規約に同意の上、両社に対して、JCN および両社所定の方法で本契約の締結および本サービスの利用を申し込むものとします。加盟店が当該申込みをしたことをもって、加盟店は本規約に同意したものとみなします。本契約は、加盟店の申込みに対して、両社が承諾したときに成立するものとします。なお、加盟店はこの諾否について一切の異議を述べないものとします。
3. 加盟店は、本サービスの利用を開始した後、既に利用に供しているサービス以外のサービスを追加して利用することを希望する場合、両社所定の方法で申込み、両社の承諾を得るものとします。
4. 加盟店は、自らの費用と責任において、モバイルデバイスの取得、通信事業者との通信サービスにかかる契約の締結その他本サービスを利用するために必要な一切の設備および利用環境を整備した上で、モバイルデバイスに Tap on Mobile アプリケーションを JCN 所定の方法でインストールするものとし、また当該設備および環境を維持するものとします。加盟店は、JCN が別途指定するモバイル端末を Tap on Mobile 端末として使用するものとします。Tap on Mobile アプリケーションまたは Tap on Mobile 端末の OS がバージョンアップされた場合には、別途 JCN が指定する内容に従い、JCN 所定の方法によりアップデートを行うものとします。
5. 加盟店は、本契約の申込みおよび本サービスの利用開始にあたって、両社および JCN 所定の加盟店に関する情報および加盟店の本サービス利用に関する事項（以下、併せて「加盟店情報」という。）を両社および JCN に届けなければなりません。
6. 加盟店は、加盟店が両社および JCN に届け出た加盟店情報が届出時点において真実であることを表明し保証します。両社および JCN は、加盟店が届け出た加盟店情報に基づいて本サービスを提供するものとし、加盟店の故意過失を問わず、加盟店情報に誤りがあったことにより本サービスの提供の全部または一部がなされなかった場合、両社および JCN はそれに基づく一切の責任を負わないものとし、また加盟店情報に誤りがあったことにより両社および JCN が被った損害の賠償を加盟店に対し請求することができます。

7. 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、両社および JCN に対して、Tap on Mobile 端末の位置情報の利用を許可するものとします。加盟店が当該位置情報の利用を許可しない場合、加盟店は本サービスを利用できない場合があるものとし、加盟店はこれによって受ける一切の不利益を自ら負担しなければなりません。また、この場合、加盟店が本サービスを利用できなくても、加盟店は本契約に基づく第 7 条に定めるサービス利用料の支払義務を免れることはできません。

第 5 条 セキュリティ

1. 加盟店は、パスワードを設定または変更する際、第三者に推測されやすい番号・記号の使用を避けるものとします。加盟店は、ID およびパスワードを第三者に知られ、または使用されることのないように、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。万が一第三者にこれらの情報が知られた場合には、速やかにパスワードの再設定等の措置を講じることとします。Tap on Mobile アプリケーションにおいて、加盟店のパスワードが使用されたときは、その使用はすべて加盟店本人による使用であるものとみなすものとし、加盟店はその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 加盟店は、Tap on Mobile 端末を紛失し、または盗難されないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、万が一 Tap on Mobile 端末を紛失し、または盗難された場合であっても、加盟店は、Tap on Mobile 端末を第三者に悪用されることのないよう、加盟店の責任において、悪用防止措置を実施するものとします。
3. 万が一 Tap on Mobile 端末を紛失し、もしくは盗難された場合、加盟店は、直ちに JCN および両社に通知の上、停止依頼をすることとします。
4. 加盟店は、本サービスの利用にあたり Wi-Fi を利用する場合、Wi-Fi パスワードについて第三者に知られ、または使用されることのないように、善良な管理者の注意をもって設定・管理するものとします。万が一第三者にこれらの情報が知られた場合には、加盟店は、直ちにパスワードの再設定等の措置を講じることとします。
5. 加盟店は、本サービスの利用に際して使用する電子機器および通信手段等について、決済取引に関する情報を第三者に閲覧、改ざんまたは毀損されないために、自らの費用と責任において必要な措置を講じるものとします。
6. 加盟店が本条に違反したことにより加盟店が損害を被った場合、JCN および両社は一切の責任を負いません。また、加盟店が本条に違反したことにより両社または JCN が損害を被った場合、加盟店はその損害を賠償するものとします。

第 6 条 信用販売の方法等

1. 加盟店は、本サービスを利用して信用販売を行う場合には、加盟店が決済手段について公表または顧客に対する説明を行うにあたって、加盟店の費用と責任において、加盟店における現金以外の本サービスの決済手段が、非接触決済に限られる旨を適切に

周知または説明するものとします。但し、加盟店が本サービスのほか、他の決済端末を利用することにより非接触決済以外の決済手段にも対応できる場合にはこの限りではありません。

2. 加盟店が本サービスを用いて加盟店規約に基づき信用販売を行う場合であって、加盟店またはその他のカード会社が別途定める条件に該当した場合には、加盟店規約末尾の表<信用販売の方法>のうち「非接触決済カード」の列（以下「本表」という。）の「（４）暗証番号の入力等」②に基づき、加盟店は Tap on Mobile 端末を用いて会員の署名を求め、署名がなされたことを確認するものとします。
3. 電子マネー取引において処理未了が発生した場合、加盟店は、取扱説明書に基づき、JCN 所定の運用を実施するものとします。
4. 加盟店が当社または JCB との加盟店契約に基づき信用販売を行う場合には、前各項に定めるほか、加盟店規約の内容を遵守するものとします。

第7条 サービス利用料

1. 加盟店は、当社に対し、本サービスを利用する対価として、別途当社が定める内容に従い、本サービスの利用料（以下「サービス利用料」という。）を支払うものとします。
2. サービス利用料は、原則としてサービス利用開始日（加盟店が第4条に基づき本サービスを利用することが可能となった旨を JCN が通知した日を指す。以下同じ。）から発生します。なお、サービス利用料は、毎月21日から翌月20日まで（以下「月額料金対象期間」という。）の月額料金として発生するものとし、サービス利用開始日が月額料金対象期間の初日以外の場合、または月額料金対象期間の末日以外に契約が終了した場合でも、当該月額料金対象期間分のサービス利用料は減額されないものとします。
3. サービス利用料の支払期日は、当社または JCB より所定の方法にて加盟店向けに通知を行い、加盟店は通知内容をもとに支払うものとします。
4. 各支払期日における支払額は別途当社または JCB 所定の方法により通知するものとします。なお、加盟店が郵送での通知を希望する場合、当社または JCB は将来、通知書の送付を有料化する場合があります、加盟店はこれに対して異議を述べないものとします。当社または JCB は通知書の郵送を有料化する場合、3カ月前までに加盟店に通知するものとします。
5. 加盟店は、当社または JCB に対してサービス利用料を支払った後は、理由の如何を問わず、当社または JCB に対して返金を求めることはできません。
6. 当社または JCB は、加盟店に対して1カ月前までに通知することにより、サービス利用料の額および支払期日を変更することができます。当社または JCB がサービス利用料または支払期日の変更を行い、これを加盟店に通知した後、1カ月以内に加盟店が本契約を通知の内容に基づき解約しなかった場合、加盟店が当該変更に同意したもの

とみなします。

7. 当社または JCB より加盟店へサービス利用料の月額料金を通知したにもかかわらず、定期間支払いの確認ができなかった場合には両社および JCN は加盟店の本サービスを解約することができるものとします。

第8条 サービス利用料の支払方法等

1. 加盟店は、サービス利用料を、当社所定の方法にて支払います。振込手数料等、サービス利用料の支払いにあたって費用が発生する場合、加盟店がその費用を負担するものとします。
2. 当社は、サービス利用料にかかる加盟店に対する債権と、加盟店規約に基づく立替払金支払債務その他の加盟店に対する債務とを相殺する方法により、サービス利用料の精算を行うことができるものとします。なお、加盟店は、当社に対して当該相殺の意思表示を行うことはできないものとします。
3. 加盟店の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき両社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第9条 届出事項の変更

1. 加盟店は、当社、JCB または JCN に届け出た加盟店情報（業態や代表者の情報を含む。）に変更があった場合は、当社、JCB および JCN 所定の方法により、直ちに当社、JCB および JCN に届け出なければなりません。また、加盟店情報のうち、本サービスの利用内容および利用方法に関する事項について変更しようとする場合には、事前に当社、JCB および JCN に届出を行い、当社、JCB および JCN の承諾を得なければなりません。
2. 当社および JCB は、前項の変更届出があり、これに応じて本サービスの内容を変更するために当社、JCB および JCN において必要となる合理的な期間を経過するまでは、変更前の加盟店情報に基づいて本サービスを提供するものとし、加盟店はこれに対して異議を述べないものとします。
3. 第1項の届出がないために、当社、JCB もしくは JCN からの通知が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。また、加盟店は第1項の届出を行わなかったことによる一切の不利益を負担するものとします。

第10条 サービス提供の停止と当社、JCB および JCN の免責

1. 当社または JCB は、以下の各号に該当する場合、あらかじめその旨を加盟店に通知または周知した上で、本サービスを停止することができます。ただし、緊急の場合等やむを得ない場合は、事前の通知または周知を要しないものとします。当社または JCB が本サービスを停止した場合、加盟店は本サービスを利用できないものとします。

- (1) 本サービスの提供に関わる事業者 (JCN を含むが、それに限らない。以下同じ。) のシステム保守、その他工事により、本サービスの加盟店への提供を一時的に停止せざるを得ない場合
 - (2) 本サービスの提供に関わる事業者内で発生した障害により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 天災、火災、地変、風水害、パンデミック、戦争、内乱、暴動、労働争議、政府および関連機関の命令、通信回線の障害、停電その他当社、JCB または JCN に起因しない理由により、本サービスの提供が停止または提供不可となる場合
 - (4) 運用上あるいは技術上の想定外の事由が生じ、緊急に本サービスの中断が必要と当社、JCB または JCN が判断した場合。
 - (5) その他当社、JCB または JCN が緊急に本サービスを中止することが合理的に必要と認める場合。
2. 前項に基づき当社、または JCB が本サービスを停止した場合、当社、JCB および JCN は加盟店に対して損害賠償義務を負いません。
3. 本サービスの利用に関連して、加盟店と会員その他の第三者との間に何らかの紛争等が発生した場合、加盟店は自己の費用と責任でこれを解決するものとし、当社、JCB および JCN は一切責任を負わないものとします。
4. 加盟店は、第 1 項の場合において、当社または JCB から本サービス回復のために協力を要請された場合、合理的な範囲において速やかにこれに応じるものとします。
5. 本契約に関連して当社、JCB または JCN の責めに帰すべき事由により加盟店が損害を負った場合であっても、当社、JCB または JCN の損害賠償義務は、当社、JCB および JCN が賠償する金額を合計して、以下の各号の金額を限度とするものとします。なお、加盟店の逸失利益および加盟店に対する第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、当社、JCB および JCN は賠償義務を負わないものとします。
- (1) 加盟店に損害が生じた月の前月から起算して、サービス利用開始日までの期間が 12 ヶ月以上の場合には、過去 12 カ月間に発生した、サービス利用料の平均月額
 - (2) 加盟店に損害が生じた月の前月から起算して、サービス利用開始日までの期間が 12 カ月に満たない場合には、当該期間に発生した、サービス利用料の平均月額
 - (3) 前号の期間が 1 カ月に満たない場合には、当社、JCB または JCN が知った加盟店の損害発生時まで発生した、本サービス利用料の 1 日の平均額に 30 を乗じた額
5. 本サービスの停止に起因して、当社または、JCB および JCN が加盟店に対して負う責任は、本条に規定する責任が全てであり、当社または、JCB および JCN は債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず、本条に定める以外の一切の責任および義務を加盟店に対して負わないものとします。

第11条 使用の中止

1. 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの使用を中止するものとします。
 - (1) Tap on Mobile 端末が故障した場合
 - (2) Tap on Mobile 端末を紛失した場合
 - (3) 本サービスの提供に関わる事業者のネットワークに障害が発生した場合
 - (4) 通信異常等により Tap on Mobile 端末が通信エラーを繰り返した場合
 - (5) カード等の読み取りができず、本サービスが使用できない場合
 - (6) 加盟店に対する業務規制等により本サービスの使用ができない場合
 - (7) 加盟店の Tap on Mobile アプリケーション上での操作により、本サービスの使用が停止した場合
2. 加盟店は、前項の場合、その期間中も、サービス利用料を当社に支払うものとします。

第12条 情報の収集および利用等

1. 加盟店およびその代表者または新規加盟希望者およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、両社が必要な保護措置を行ったうえで、加盟店情報（個人情報を含む。以下同じ。）、加盟店による本サービスの利用に関する情報、および本サービスを利用してなされた対象決済取引にかかる取引情報（以下「取引情報」という。）のうち加盟店と当社または JCB との間の加盟店契約に基づき行われた対象決済取引にかかる情報を加盟店規約第22条（情報の収集および利用等）に定める目的および本規約に基づいて行う業務の目的で収集し、利用することにつき同意します。
2. 加盟店等は、JCN が加盟店情報、加盟店による本サービスの利用に関する情報、および取引情報を必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
 - (1)以下の目的のために加盟店情報および加盟店による本サービスの利用に関する情報を収集し、利用すること。
 - ①本契約（本申込みを含む。）を含む JCN と加盟店等の間の契約の審査および契約締結後の管理等取引上の判断のため
 - ②本サービスの運営および本規約に基づいて行う業務のため
 - ③宣伝物の送付等 JCN、両社または他の加盟店等の営業案内のため
 - ④JCN の事業（JCN 定款記載の事業をいう。以下同じ。）における新商品、新機能、新サービス等の検討および開発のため
 - ⑤JCN の事業における商品、サービス、機能の改善または追加の検討および開発のため
 - ⑥加盟店へのアンケートの依頼その他市場調査の実施のため
 - (2)以下の目的のために取引情報を収集し、利用すること。
 - ①本サービスの運営および本規約に基づいて行う業務のため

②統計情報または個々の決済取引が識別できない情報に加工した上で自ら利用し（(1)③④⑤に定める目的を含むが、それらに限られない。）、または第三者に提供するため

(3)本サービスを提供するために必要な決済センターを運営している別途提示の事業者（以下「センター運営会社」という。）に対して、加盟店情報のうちセンター運営会社が決済センター運営のために必要な情報を提供すること。

第13条 禁止行為

1. 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。なお、加盟店の役職員または被用者が以下の禁止行為を行った場合には、加盟店自らが当該禁止行為を行ったものとみなします。
 - (1) 本サービスの提供または運営に支障を与える行為（支障を与える恐れのある行為を含む。）
 - (2) 本契約の目的の範囲以外の目的（違法な目的や犯罪目的を含む。）で、本サービスを利用すること、または第三者に本サービスを使用させること
 - (3) 本サービスを利用する目的以外の目的で、本契約に申し込むこと
 - (4) 本サービスに日本国外からアクセスすること
 - (5) Tap on Mobile アプリケーションを複製または改ざん、改造その他類する行為を行うこと
 - (6) Tap on Mobile 端末、または Tap on Mobile アプリケーションをインストールするモバイルデバイスに対し、当該デバイスの製造者または販売者のガイドラインに違反した改造およびそれに類する行為を行うこと
 - (7) Tap on Mobile アプリケーションに、両社および JCN の承諾を得ずにその他のプログラム等との統合や接続をすること
 - (8) あらかじめ指定した場所以外で本サービスを利用すること（ただし、加盟店が移動式加盟店として届出を行い、当社または JCB の承諾を取得している場合を除く。）
 - (9) 取扱説明書に記載のない方法で本サービスを利用すること、また加盟店規約に反して本サービスを利用すること、その他本サービスの不正利用行為
 - (10) 当社または JCB が指定したモバイルデバイス以外に Tap on Mobile アプリケーションをインストールすること
 - (11) Tap on Mobile アプリケーションの画面のコピーを作成すること（画面キャプチャまたは動画キャプチャを取得すること、または Tap on Mobile アプリケーションの画面を他の端末等を用いて撮影すること、その他方法を問わない。）または Tap on Mobile アプリケーションの画面を配信すること、その他これらに類する行為
 - (12) 本サービスと同一または類似の機能を有したソフトウェアやプログラムを作成すること

- (13) 公衆無線 LAN サービスまたは WEP 方式の Wi-Fi 接続下において、Tap on Mobile アプリケーションを使用すること（なお、Wi-Fi を利用する場合、取扱説明書に記載の悪用防止措置をとるよう努力するものとする。）
 - (14) Tap on Mobile 端末にスマートフォンのアプリストアから配信されていないアプリケーションをインストールすること
 - (15) 本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡すること
 - (16) 本規約の解約または終了が完了していない状態で、Tap on Mobile アプリケーションをインストールしたモバイルデバイス等を第三者に譲渡または貸与すること
 - (17) Tap on Mobile アプリケーションのソースコードに対する抽出、またはリバースエンジニアリング、もしくは逆アセンブル、その他の方法でのソースコード解読、その他類する行為を行うこと
 - (18) Tap on Mobile アプリケーションの販売、または配布、その他類する行為を行うこと
 - (19) 前各号の行為を第三者に行わせること
2. 前項各号の違反が判明した場合は、両社または JCN が本契約を解除、または加盟店に対する本サービスの提供を停止することができます。

第14条 通知

JCN が本契約に関して、加盟店に対して通知を行う場合には、書面、Eメール、Tap on Mobile アプリケーションへのプッシュ通知等の通知方法の中から JCN が選択して通知を行うものとします。Tap on Mobile アプリケーションへのプッシュ通知の方法により通知を行った場合には、当該アプリケーション上に通知がある旨が表示されたことをもって、加盟店に通知がなされたものとします。

第15条 有効期間

本契約の有効期間は、契約成立日から 1 年とします。ただし、期間満了日の 1 カ月前までに、当事者いずれかの契約終了の意思表示がない限り、本規約は更に 1 年これを延長し、以降も同様とします。

第16条 反社会的勢力の排除

1. 加盟店、両社および JCN は、互いに相手方に対し、現在、自己および自己の役員が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれ

にも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 前項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有する者
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (5) 自己、自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

3. 加盟店、両社および JCN は、互いに相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 両社および JCN は、自己の知る限り、自己の顧問または従業員が、現在、反社会的勢力に該当しないことを表明し、自己の顧問または従業員が反社会的勢力に該当することを知ったとき、または顧問もしくは従業員等が前項各号のいずれかの行為を行っていることを知ったときは、当該顧問または従業員等との間の顧問契約、雇用契約または委任契約を速やかに解除する措置をとるよう努めることを確約する。

5. 加盟店、両社および JCN は、相手方が反社会的勢力と取引関係にあることを知ったときは、相手方に対して当該反社会的勢力との取引関係を速やかに解消する措置をとるよう求めることができ、当該措置を求められた者は、正当な理由がない限り、当該反社会的勢力との取引関係を解消するよう努めることを確約する。

6. 加盟店、両社および JCN は、第1項に定める相手方の表明保証が真実でないことが判明した場合、または相手方が第3項ないし第5項のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要せず、直ちに相手方との取引に係る全ての契約を解除することができる。

7. 前項に基づき、解除権を行使する者は、相手方との取引に係る契約を解除したことにより相手方に損害が生じた場合であっても、一切の補償または賠償責任を負わず、かかる解除により解除権を行使する者に損害が生じたときは、相手方に損害賠償を請求することができる。

8. 本条の定めは、本契約が終了した場合であっても、加盟店、両社および JCN 間で締結している全ての契約が終了する日まで有効とする。

第17条 解除等

1. 加盟店または当社、JCB もしくは JCN は、1 カ月以上の予告期間をもって通知することにより、本契約を解約することができます。なお、加盟店が1 カ月未満の期間内に本契約の解約を希望する場合、当社は、加盟店に対し、1 カ月分のサービス利用料相当額の解約金を請求することができます。
2. 加盟店が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社、JCB または JCN は、相当の期間を定めて催告の上、加盟店に対する本サービスの提供を中止し、または本契約および加盟店契約を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反したとき（ただし、重大な違反の場合を除く。）
 - (2) サービス利用料の支払いを一度でも遅延したときまたは拒否したとき
3. 前項にかかわらず、加盟店が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社、JCB または JCN は、加盟店に対する催告を要することなく、直ちに加盟店に対する本サービスの提供を中止し、または本契約および加盟店契約を解除することができるものとします。
 - (1) 当社および JCB との加盟店契約が理由のいかんを問わず終了したとき
 - (2) 加盟店が本来の利用目的以外で本サービスを利用している、またはそのおそれがあると当社、JCB または JCN が判断したとき
 - (3) 本規約の重大な違反があったとき
 - (4) 次条第1項各号いずれかに該当したとき、その他重大な信用状態の悪化またはそのおそれがあると当社、JCB または JCN が判断したとき
4. 当社、JCB または JCN は、第2項、第3項に基づく本契約の解除とともに、加盟店に対して損害賠償の請求をすることができます。
5. 本契約が終了した場合であっても、加盟店は未払いの債務の支払いの義務から免れないものとします。

第18条 報告義務

1. 加盟店は以下の各号に該当する場合、直ちに当社、JCB および JCN に当該事項の発生を報告しなければなりません。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分または租税公課の滞納処分を受けたとき（ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合その他加盟店の信用に関しない場合を除く。）
 - (2) 支払停止があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき

- (3) 合併もしくは会社分割または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき、および解散を決議したとき
 - (4) 監督官庁からの営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき
2. 前項のほか、当社、JCB または JCN は、本サービスの円滑な提供のため必要がある場合、加盟店に対し、加盟店の業務内容その他の事項について報告を求めることができます。

第19条 準拠法および裁判管轄

- 1. 本契約に関する準拠法は日本法とします。
- 2. 本契約に関して加盟店および当社、JCB または JCN 間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 規約の変更

- 1. 当社、JCB または JCN は本規約の適用を受ける当事者から個別の同意を得ることなく、本規約を改定できるものとします。両社または JCN は、本規約を改定した場合、原則として、加盟店に対して、両社または JCN 所定の方法により当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら加盟店の利益となるものである場合、または加盟店への影響が軽微であると認められる場合、その他加盟店に実質的な不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 2. 当社、JCB または JCN が本規約の変更内容を通知または公表した後において、加盟店が本サービスを利用した場合には、加盟店は変更後の規約を承諾したものとみなします。